

〈判例研究〉

原発事故と避難者の自死との間の相当因果関係

〔福島地判平成27年6月30日、平成24（ワ）193号、
損害賠償請求事件、判時2282号90頁〕

福田 健太郎

I 事実の概要

(a) Aは、1943年に現在の福島県双葉郡浪江町に生まれ、一時期を除き、2011年3月の福島第一原発事故（本件事故）により避難を余儀なくされるまで、浪江町の自宅で居住していた。Aには妻X₁と2人の息子（長男B、次男X₂）がいたが、Bは2008年に自死し、Aは、Bの子X₃の未成年後見人に就職した（BにはX₃のほかに子Cがいる）。Aは2型糖尿病を患っており、2005年5月以降、おおむね1ヵ月に1回程度Hクリニックに通院し、治療を受けていた。H医師からは、運動療法と食事療法を実行するように指示を受けるとともに、内服薬の処方も受けていた。

(b) 2011年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生した際、Aは浪江町の自宅にいたが、津波から避難するために一家で高台に逃げて親戚の家に避難した。その後、浪江町内の小学校や郡山市内の高校での避難生活を経て、同年4月10日に二本松市のアパートに転居した（自宅は警戒区域に指定され、立入りを禁止された）。高校での避難生活の際にも、元気がなくなり、俺だけでもいいからもう帰りたいと言うことがあったが、同年6月半ば頃からAの体調が再び悪化し、食欲が減るとともに、表情は乏しくなり、家でごろごろすることが多くなった。X₃が金銭的な理由から専門学校への進学を断念したことについても、申し訳ないと言っていた。

(c) Aは、自死する3日前である2011年7月20日頃から少し元気になった様子を見せたため、X₁は、Aの調子が本件事故前に戻ってきているように感じていた。

(d) 2011年7月23日午前5時半から6時半頃にAは外出したが、同日午後4時から5時頃になっても帰宅せず、連絡を取ることもできなかつたため、X₁は二本松警察署に捜索願を提出した。翌24日早朝から捜索が行われ、同日午前6時30分頃南相馬市鹿島区の橋の下でAの遺体が発見された。死因は多発外傷による外傷性ショックであり、橋から飛び降りて死亡したものと認められた。

(e) X₁、X₂、X₃（X₃はCから相続分全部を譲渡されている）は、Aが本件事故により避難を余儀なくされたこと等が原因となって自死するに至ったと主張し、Y（東京電力）に対し、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）3条1項本文及び選択的に民法709条ないし711条に基づき、X₁らが相続したAの逸失利益及び慰謝料等の支払いを求めた。

II 判旨 一部認容（確定）

1. 本件事故とAの自死との間の因果関係について

原賠法3条1項の原子力損害の範囲については民法が規定する不法行為における損害賠償の範囲と同様に解すべきところ、不法行為による損害賠償の範囲については416条2項

が類推適用されるから（最判昭和48年6月7日民集27巻6号681頁）、原子力損害の範囲も同様に解すべきである。そして、「相当因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明すること」である（最判昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁）。

本件事故とAの自死との間の相当因果関係の有無を判断するに当たっては、「Aの自死につながる準備状態がいかなる原因で形成されたのか、その準備状態を形成した諸原因の中で、本件事故がどの程度の重きをなすものであったのかを、本件全証拠に照らして詳細に検討し、評価する必要がある」ところ、「精神障害のうちの気分障害（主にうつ病）は、自死につながる準備状態の形成との関連性が強く、統計的にも自死に至る大きな原因とされている」から、Aがうつ病に罹患していたかを検討するに、Aは、遅くとも2011年7月以降、「うつ病を発症していた可能性があり、少なくとも小うつ病性障害…を発症していた蓋然性が高いとみても矛盾のない精神状態」（本件うつ状態）に至っていた。

今日の精神医学、心理学においては、「精神障害に至った原因を究明するにあたって『ストレス－脆弱性』理論に依拠することが適当であると考えられて」いるから、「Aを本件うつ状態に陥らせた様々なストレス要因とその強度及びAの个体側の脆弱性に係る事情並びにその両者の関係」について検討するに、糖尿病に関する精神的負担が本件うつ状態に至る原因の形成に寄与したことは認めうるとしても、「その主たる要因は本件事故にあったと認めるのが相当である」。

Aの自死につながる準備状態は、「本件事故に基づいて生じた一般的に強いストレスを生む要因となる複数の出来事…がAの周囲に短期間に次々と発生し、これらの出来事に

予期なく遭遇することを余儀なくされ、このような苛酷な経験がAに耐え難い精神的負担を強いたために、Aを本件うつ状態に至らしめたことよって形成されたものと認めるのが相当である」。そして、「うつ病と自死との間に強い関連性が認められていることも考え併せれば」、「本件うつ状態にあったAも、何らかのきっかけにより自死に至ってもおかしくない状況にあり、そのような自死につながる準備状態が、Aを自死の実行に及ぼせたと認めるのが相当である」。

「放射線的作用による悪影響を避けるための相当長期間の避難により、避難者が様々なストレスを受け、その結果、ストレスを受けた避難者の中にうつ病を始めとする精神障害を発病する者が出現するであろうこと」は、「Yにおいて予見可能であったということができる。そして、精神障害と自死の間には強い関連性があるとされていることも一般に知られているところであるから、避難によるストレスの結果、精神障害を発症して自死に至る者が出現するであろうことについても、Yにおいて予見することが可能であった」。

「したがって、Aの自死と本件事故との間には、相当因果関係がある」。

2. Aの个体側の要因を理由とする損害額の減額について

「Aが2型糖尿病の既往症を有し、これによるストレスがAを本件うつ状態に至らせる要因となっていたことは、Aの罹患していた疾患として斟酌すべき事情と認めるのが相当である」。「Aが本件事故前から罹患していた糖尿病に起因する精神的負荷による寄与は、本件事故に起因する精神的負荷が寄与した割合を超えるものではないが、なお相当程度あったものと認めざるを得ない」。

「Aが糖尿病に罹患していたこと及びAの自死に精神障害以外の要因が関与した可能性を適切に斟酌すると、本件事故に基づいて生

じたストレス要因が、Aの自死に至る準備状態の形成に寄与した割合は6割（Aの個体側の要因を理由とする減額割合は4割）と認めるのが相当である」。

3. 損害額について

Aについて生じた損害は、慰謝料200万円、逸失利益約1408万円の合計約3408万円であるが、722条2項を類推適用して4割減額され約2045万円となる（これがX₁に2分の1、X₂、X₃に各4分の1の割合で相続される）。X₁らに生じた固有の損害は、葬儀費用約94万円（喪主であるX₁についてのみ）と慰謝料（X₁が300万円、X₂が100万円、X₃が200万円）であるが、4割の減額がなされ、X₁は約237万円、X₂は60万円、X₃は120万円の損害賠償請求権をそれぞれ取得する。弁護士費用相当の損害額は、X₁について130万円、X₂について60万円、X₃について70万円と認められる。合計で、X₁は約1389万円、X₂は約631万円、X₃は約701万円の損害賠償請求権を取得する。

III 研究

1. はじめに

本件は、福島第一原発事故（本件事故）によって避難することを強いられた福島県双葉郡浪江町の男性（A）が自死したことについて、その遺族が東京電力に対して損害賠償を請求した事案であるが、福島地裁は、本件事故とAの自死との間の相当因果関係を認めつつ、Aが糖尿病に罹患していたことを斟酌し4割の減額を行った。避難者の自死をめぐっては、同種の事案についての判決が既に本件と同一裁判体によって出されており（福島地判平成26年8月26日判時2237号78頁：以下、「山木屋事件判決」という）、本判決の判断構造も（当然のことながら）山木屋事件判決と同一であるため、本判決において理論的

に新しい判断が示されているわけではないが、福島第一原発事故によって生じた死という損害について、裁判所が相当因果関係を肯定しているという点で、事例判断とはいえ、なお重要な意味をもつ判決といえる。

本件の主要な争点は、本件事故とAの自死との間に因果関係を認めることができるか、Aの個体側の要因を理由に損害額を軽減することができるか、できるとした場合、その割合はどれだけになるのか、ということである。実際には後者の減額割合の方が重視されるであろうが、本稿では、前者の争点を理論面から検討することを目的として、判決が、①（山木屋事件判決と同様に）^①本件事故と被害者の自死との間の因果関係の認定にあたって「ストレス-脆弱性」理論を用いていること、②（やはり山木屋事件判決と同様に）被害者の自死についての東電の予見可能性を認めていること、の2点に絞って、検討することにする。

2. 「ストレス-脆弱性」理論におけるストレス過重性評価の基準人

本判決は、「ストレス-脆弱性」理論に依拠して、本件事故と本件うつ状態の発現との間の因果関係の有無を判断している点に特徴がある。「ストレス-脆弱性」理論とは、「精神障害が生じるかどうかは環境由来の心理的負荷（ストレス）と個体側の反応性・脆弱性との関係で決まり、ストレスが非常に強ければ個体側の脆弱性が小さくても精神障害が起きるし、逆に脆弱性が大きければストレスが小さくても精神障害が生じる」^②というものであり、心理的負荷によって精神障害を負った際の労災認定基準として発出された厚生労働省（厚労省）の一連の通達（下記）が依拠している理論である。

労働者災害補償保険法（労災法）は業務災害（「労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡」をいう。同法7条1項1号）に関す

る保険給付の規定を設けており、「労働基準法第75条から第77条まで、第79条及び第80条に規定する災害補償の事由…が生じた場合」に保険給付がなされると規定している（同法12条の8第2項）。業務上の疾病については労働基準法75条以下に規定があるが、同法75条にいう業務上の疾病がどのようなものかということについては、労働基準法施行規則に規定があり（別表第1の2）、業務上の負傷に起因する疾病をはじめ様々な疾病が列挙されている。かつては、上記別表の中にうつ病等の精神障害が挙げられていなかったため、「その他業務に起因することの明らかな疾病」という条項が活用されていたが⁽³⁾、心理的負荷による精神障害等に係る労災請求事案が増加する中で、迅速・適正な業務上外認定を図るため、1999年には、「精神障害等の労災認定に係る専門検討会」の検討に基づき、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（「判断指針」、平成11年9月14日基発544号）が、2009年には、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針の一部改正について」（「改正指針」、平成21年4月6日基発0406001号）が示された。2010年には、労働基準法施行規則別表第1の2に「人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病」（9号）が追加され（平成22年5月7日厚生労働省令第69号）、2011年には、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（「認定基準」、平成23年12月26日基発1226第1号）が発せられた⁽⁴⁾。

「認定基準」においては、①国際疾病分類第10回修正版（ICD-10）第V章「精神および行動の障害」に分類される精神障害（器質性のもの及び有害物質に起因するものを除く）を発病していること、②①の疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること、③業務以外の心

理的負荷及び個体側要因により①の疾病を発病したとは認められないこと、という3つの要件を満たす場合は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱われることになるが、②の「強い心理的負荷」とは、精神障害を発病した労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価されるものとされる⁽⁵⁾。また、業務により精神障害を発病したと認められる者が自殺を図った場合には、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったものと推定し、業務起因性を認めるものとされている⁽⁶⁾。

「認定基準」は、精神障害の業務外認定処分を争う行政訴訟において、処分の違法性に関する裁判所の判断を直接拘束する性質のものではないが、判断指針等の基本的考え方を維持しつつ、近時の医学的・心理学的知見を踏まえて作成されており、労災保険制度の基礎である危険責任の法理にもかなうものであって、その作成経緯や内容に照らしても、合理性を持つものと評価されている⁽⁷⁾。もっとも、ストレス過重性評価の基準労働者については、判断に差がみられる。具体的には⁽⁸⁾、①「当該労働者と同種の平均的な労働者、すなわち、何らかの個体側の脆弱性を有しながらも、当該労働者と職種、職場における立場、経験等の点で同種の者であって、特段の勤務軽減まで必要とせず通常業務を遂行することができる者」⁽⁹⁾を基準とするもの（業務軽減者除外基準）、②「平均的な労働者」の受け止め方を基準としつつ、当該労働者の年齢、経験などの客観的な要素はもとより、「それ以外の資質、性格、健康状態など、多分に主観的・個別的要素についても、それが当該職場における通常の労働者の範疇から逸

脱した全く特殊な事情ということではなく、かつ、使用者側においても当該事情を認識し、把握していたという場合には、むしろ十分に配慮しなければならない⁽¹⁰⁾とするもの（個体差重視基準）、③「同種労働者（職種、職場における地位や年齢、経験等が類似する者で、業務の軽減措置を受けることなく日常業務を遂行できる健康状態にある者）の中でその性格傾向が最も脆弱である者（ただし、同種労働者の性格傾向の多様さとして通常想定される範囲内の者）」⁽¹¹⁾を基準とするもの（最脆弱者基準）等に分かれている⁽¹²⁾。

本判決は、「ストレス－脆弱性」理論に依拠して、本件事故が本件うつ状態の原因かどうかを判断しているが、ストレス過重性について誰を基準に評価しているのかということについては必ずしも明確ではない。「避難によるストレスに関する一般論」の箇所においては、「大多数の避難者に避難によるストレスや精神疾患の発症がみられる事実は、本件事故に基づき避難することが、一般的に避難者にストレスを課し、その結果、精神疾患を発症させ得る可能性を有する程度の強度のものであることを示している」として、平均人・一般人を基準にしているように見える記述がなされている一方で、「浪江での生活をし得なくなり、帰還の見通しも持てなくなったことによるストレス」や「避難生活によるストレス」、「経済面でのストレス」等の箇所においては、A個人を基準にしているとも思える記述がなされている。判決は「医師の診察を受けた避難者のうち3割前後が何らかの精神疾患を発症している」と述べているが、極めて微妙な数値であることを考えると、理論的には、避難ストレスの過重性について誰を基準に判断するのかということによって結論が変わってくる可能性もある。本判決の結論自体には何の異論もないが、この点について、一言言及があってもよかつたのではないかと思う。一般論としても、不法行為の場面

において、「ストレス－脆弱性」理論に依拠した「認定基準」を用いて、不法行為と精神障害との因果関係を認定する場合に、ストレス評価の基準人を誰にするのかということは検討が必要であるように思われる。

3. 脆弱性評価の体系的位置付け

「ストレス－脆弱性」理論は、ストレス要因の強度と個体側の脆弱性との関係で精神障害に至るという考え方であるため、ストレス過重性と並んで脆弱性についても考慮がなされることになる。判決は、「Aは本件事故前から罹患していた糖尿病により、避難によるストレスとは別に、非糖尿病患者と比べうつ病の合併頻度を健常者の2倍以上とする程のより多くのストレスを賦課される状況にあった」のであるから、「Aを本件うつ病に至らしめたストレスの原因として糖尿病という個体側の要因が存在したことは否定しがたい」として、Aの糖尿病が個体の脆弱性として考慮するのが相当であるという判断を行っている。確かに、そうかもしれない⁽¹³⁾。しかし、第2の争点、すなわち、Aの個体側の要因を理由に損害額を減額できるかという点を検討する際にも、被害者の脆弱性が考慮されている。判決は、「Aの自死による損害について損害賠償の額を定めるに当たり、Aが糖尿病に罹患していたことを斟酌することができるか」という問題を設定し、「本件事故に基づくAの自死という結果が、本件事故のみによって通常発生する結果を超えているという客観的評価は避けられ」ず、「Aが本件事故前から罹患していた糖尿病に起因する精神的負荷による寄与は、本件事故に起因する精神的負荷が寄与した割合を超えるものではないが、なお相当程度あったものと認めざるを得ない」として、4割の減額を認めている。そうすると、糖尿病という要素を①本件事故と本件うつ状態発現との間の因果関係、②賠償額の減額という2つの場面で二重に評価して

いるのではないかという疑問が生じる。これは、労災認定の場面では生じない、損害賠償請求特有の問題といえる。

もっとも、これは本判決だけが抱える問題ではなく、「ストレス－脆弱性」理論に基づいて（業務と精神障害・自殺との）因果関係を判断する裁判例一般に言えることである⁽¹⁴⁾。たとえば、福岡地判平成21年12月2日判時2073号76頁（九電工事件）は、自殺した労働者が男性不妊症・精子減少症に罹患していたことを、業務と自殺との間の相当因果関係の認定及び賠償額の減額の両方の場面において考慮している⁽¹⁵⁾。とはいえ、だからといって、考慮要素が重なってよいということではできないのであり、脆弱性をどのように位置付けるのかということについては、なお理論的な整理が必要であるといえる⁽¹⁶⁾。

4. 相当因果関係判断における予見可能性

本判決は、不法行為による損害賠償の範囲について民法416条2項が類推適用される（最判昭和48年6月7日民集27巻6号681頁）ことを前提に、原賠法3条1項が規定する原子力事業者が賠償責任を負う原子力損害の賠償範囲もこれと同様に解すべきであるとする。416条2項を類推適用する以上、加害者が特別損害（を生じさせる事情）を予見できていたことが必要になるわけであるが、本件での特別損害というのはいうまでもなく自死のことである。判決は、東電は「原子力発電所が一度事故を起こせば核燃料物質等が周辺地域に広範に飛散する可能性があること、そのようにして飛散した核燃料物質等が付着した地域においては、放射線の作用の影響が相当長期にわたって残るため、相当長期にわたって当該地域での人々の生活に影響を与え、放射線量の高い地域においては当該地域の居住者が避難を余儀なくされるであろうこと」、「放射線の作用による悪影響を避けるための相当長期間の避難により、避難者が様々

なストレスを受け、その結果、ストレスを受けた避難者の中にうつ病を始めとする精神障害を発病する者が出現するであろうこと」、「避難によるストレスの結果、精神障害を発症して自死に至る者が出現するであろうこと」をそれぞれ予見することが可能であったというべきであるとして、Aの自死についての予見可能性を肯定した⁽¹⁷⁾。

ところで、労災を理由とする損害賠償請求、とりわけ、精神障害による自殺を理由とする損害賠償請求の場面における判断枠組みは、概ね2つのタイプに分類することができる⁽¹⁸⁾。1つは、「長時間労働等の過重な業務により精神障害を発症し、自殺したと認められるケース」（「過重業務型」）、もう1つは、「長時間労働等の業務の過重性はないか又はそう強くはないが、いじめ等の強い心理的負荷により自殺に至るケース」（「過重性軽微型」）である。過重業務型においては、裁判所は、最判平成12年3月24日民集54巻3号1155頁（電通事件）の判断枠組み、すなわち、①「業務の遂行とうつ病り患による自殺の相当因果関係の存在の認定」、②「恒常的長時間労働及び健康状態の悪化の認識（予見可能性）」についての審理を経て、③「その負担の軽減措置などの損害回避措置の不作为をもって、過失の存在を認め、会社の損害賠償責任を肯定」するという枠組みを採用している⁽¹⁹⁾。これに対して、過重性軽微型においては、裁判所は、①「自殺の原因となる出来事と自殺との事実的因果関係」、②「自殺の予見可能性」、③「回避措置の不履行」を審理する判断枠組みを用いている⁽²⁰⁾。

相当因果関係の判断においても、過重業務型においては、⑦「業務の過重性の有無」と④「過重な業務が精神障害発症をもたらしたか否か」を審理し、この判断にあたって「認定基準」をはじめとする厚労省の業務上外認定基準を用いる裁判例が少なくない⁽²¹⁾。ここでは、「責任要件が業務の過重性に収斂す

る傾向」を見て取ることができるのである⁽²²⁾。これに対して、過重性軽微型においては、自殺を特別損害としたうえで、自殺の原因となった出来事と自殺との間に事実的因果関係があるかという点をまず審理し、次いで、自殺について使用者に予見可能性があったかという点を審理する傾向にある⁽²³⁾。たとえば、大阪高判平成18年11月24日 労判931号51頁（JR西日本尼崎電車区事件）は、日勤教育によってうつ状態になり自殺した運転士の父が、運転士の上司（民法709条を根拠とする）とJR西日本（民法715条1項又は415条を根拠とする）に対して損害賠償を請求した事案であるが、判決は、日勤教育と運転士の自殺との間の（事実的）因果関係を検討し、その後、（特別損害である）自殺についての予見可能性を検討している。

本件は、避難生活によるストレスを原因とする自殺についての予見可能性を問題とするものであるから、過重業務型と過重性軽微型のいずれの型に当てはまるのかということ吟味することにそれほど意味があるわけではないが、予見可能性を問題にしているという点では、過重性軽微型に分類できる。過重性軽微型に分類される裁判例としては、前掲大阪高判平成18年11月24日のほかに、さいたま地判平成16年9月24日 労判883号38頁（誠昇会北本共済病院事件）や東京高判平成26年4月23日判時2231号34頁（海上自衛隊事件）などがある。

上記東京高判平成26年4月23日は、自衛官Aの自殺の原因は、先輩自衛官Yによる暴行及び恐喝であり、上司職員らにも安全配慮義務違反があったと主張して、Aの両親が、Yに対しては民法709条に基づき、国に対しては国賠法1条1項又は2条1項に基づき、損害賠償を請求したという事案⁽²⁴⁾であるが、東京高裁は、事実関係を詳細に認定したうえで、同事実関係の下において、「Y及び上司職員らは、Aの自殺を予見することが可能で

あったと認めるのが相当である」と述べ、Yの暴行及び恐喝、上司職員らの指導監督義務違反とAの死亡との間の相当因果関係を肯定した⁽²⁵⁾。上記さいたま地判平成16年9月24日は、准看護師Aの自殺の原因は、先輩准看護師Yらのいじめであり、勤務する病院側にも安全配慮義務違反があったとして、Aの両親が、Yに対しては民法709条に基づいて、病院を設置する医療法人に対しては民法415条に基づいて、損害賠償を請求したという事案であるが、さいたま地裁は、「YらのAに対するいじめは、長期間にわたり、しつように行われていたこと、Aに対して『死ぬよ。』との言葉が浴びせられていたこと、Yは、Aの勤務状態・心身の状況を認識していたことなどに照らせば、Yは、Aが自殺を図るかもしれないことを予見することは可能であったと認めるのが相当である」として、Yのいじめと自殺との間の相当因果関係を肯定した。もっとも、医療法人については、「Aが自殺するかもしれないことについて予見可能であったとまでは認めがたい」として、予見可能性を否定し、いじめを防止できなかったことによってAが被った損害についてのみ賠償責任を認めた。前掲大阪高判平成18年11月24日も、Aの上司、助役、会社には予見可能性がなかったとして、日勤教育とAの自殺との間の相当因果関係を否定している⁽²⁶⁾。

このように、過重性軽微型の裁判例においては、予見可能性を肯定する例と否定する例とに分かれているが、強調すべきは、職場という人的な関係が比較的密な場面においても、予見可能性が否定されることが少なくないということである。

そもそも、予見可能性は容易に肯定されるものではない。これは、学校でのいじめ自殺のケースをみても明らかである。学校におけるいじめによって生徒が自殺した場合、直接の加害行為を行った生徒（あるいはその保護

者)に対して損害賠償請求がなされるのはもちろんであるが、それと並んで学校設置者(地方公共団体や学校法人)に対しても損害賠償請求がなされることが多い⁽²⁷⁾。そして、学校設置者に自殺についての責任を問うことができるかどうかは、教諭らに自殺についての予見可能性があったかどうかを基準となる。予見可能性をどの要件の下で考慮するかについては判断が分かれているが⁽²⁸⁾、生徒の自殺についての予見可能性を肯定する裁判例は極めて少ない。たとえば、鹿児島地判平成14年1月28日判時1800号108頁(知覧いじめ訴訟判決)は、生徒Aの自殺について、いじめを行っていた同級生Yらは予見できたとしつつも、教員らは予見することができなかったとして、教員らの過失と生徒の自殺との間の相当因果関係を否定している。鹿児島地裁は、中学校の教員は教育の専門家であり、各種通達・通知や新聞記事等によって、いじめがしばしば生徒の自殺に繋がりがねないことを知識として有していたと考えられるから、Aの自殺の可能性を予見できなかったかが問題となり得るとしつつも、「本件において、Aは、自殺の3日前に家族で食事をした後カラオケに行き、翌日は高校入試の模擬試験を受験する等しており、既にこの時点で同人が自殺を決意していたとは推認し得ず、その決意は、早くても自殺の前夜か、あるいは自殺当日であったと認められる…ところ、a担任は、Aの自殺前夜、X(Aの母親—引用者注)からの電話で、Yから謝罪を受けAを明日から登校させる旨聞き、既にYとAが仲直りしたと認識していたことがうかがえ、そのような認識の教育的評価はともかく、a担任がYらのAに対する深刻ないじめの認識を欠いていた以上…Yの謝罪とそれに引き続く自殺当日のAの無断欠席の事実を認識していたというだけで、直ちにAが精神的に追いつめられた状況にあり、自殺のおそれがあることを予見し得たと評価すること

はできない」として、予見可能性を否定した。

本判決(福島地判平成27年6月30日)において、福島地裁は、A(浪江町の男性)の自殺についての東電の予見可能性を肯定したが、職場や学校の事案と異なり、東電は被害者の動向を把握できる立場にないわけであるから、その点だけをみると、事案としては、職場や学校でのいじめ自殺の場面以上に、予見可能性を肯定することが困難な事例であったといえる。それにもかかわらず、本判決は、本件事故とAの自死との間の相当因果関係を肯定した。避難から自死に至るプロセスを集団のレベルで把握して、個人の自死の予見可能性を肯定しているわけであるから、公害や薬害の場面における因果関係の認定の際に用いられる疫学的な考え方を予見可能性の認定に応用しているものと考えられるが、職場や学校でのいじめ自殺以上に相当因果関係の認定が困難であるとも思える事案において、東電の予見可能性を肯定した本判決の意義は大きいといえる。この点については全面的に賛成したい。

5. おわりに

復興庁、内閣府(防災担当)、消防庁が2015年12月25日に公表した「東日本大震災における震災関連死の死者数(平成27年9月30日現在調査結果)」によると、2015年9月30日現在の「震災関連死の死者数」⁽²⁹⁾は1都9県で3407人である⁽³⁰⁾。時期別でみると、地震後1週間以内(2011年3月18日まで)の死者数が469人、1か月以内(同年3月19日～4月11日)が732人、3か月以内(同年4月12日～6月11日)が675人、6か月以内(同年6月12日～9月11日)が461人、1年以内(同年9月12日～2012年3月10日)が429人で、半年以内の死者数が全体の約68.6%、1年以内の死者数は全体の約81.2%となっている⁽³¹⁾。東日本大震災に関連する自殺者数については内閣府自殺対策推進室が統計を出しており⁽³²⁾、

2016年2月までで166人となっている⁽³³⁾。

本件において、Aが自死したのは2011年7月23日であったが、2011年7月というのは同年3月11日の地震から半年以内の時期で、震災関連死も東日本大震災に関連する自殺者の数も多い時期であった。本件事故とAの自死との間の相当因果関係の認定に際して、裁判所が東電の予見可能性を肯定した背景には、このような时期的な考慮もあったのではないかと思われる。しかし、もしそうであれば、地震発生と自死との間の間隔が開くにつれ、予見可能性の認定が困難になっていく状況が生じうる。本判決の予見可能性の捉え方自体は时期的な要素に左右されるものではないが、現実には地震から相当期間経過後に自死に至ったという場合に、この判断がどこまで維持できるかはなお予断を許さないとはいえる。原発事故と自死との間の事実的な因果関係の認定についても同様である⁽³⁴⁾。本判決が依拠する「ストレス－脆弱性」理論がこの問題にどこまで対処できるのか、注意深く見守る必要がある。

なお、本稿においては、賠償額の減額については全く触れなかったが、実際には重要な争点である。自動車事故の場面で大勢を占める大幅な減額を否定したことは積極的に評価すべきであるが、糖尿病に罹患していたことを理由に4割の減額を行ったことについては見解が分かれるところであろうと思われる。本判決は、本件が被害者の損害が拡大しないよう適切な対処をすることが法的に可能である使用者・労働者の場面とは異なることを理由に前掲最判平成12年3月24日（電通事件）の規範の適用を明示的に排除しているが、「多数の者を相手とする点で、本件事故の加害者は、電通事件における使用者（『労働者の個性の多様さを引き受けるべき存在』）と通底する」との指摘もみられるところであり⁽³⁵⁾、一般論として、本件のような事案をどの程度まで労働事件に近付けて考えることができる

のか⁽³⁶⁾、なお検討が必要であるといえる。

注

- (1) 山木屋事件判決は、原発事故と被害者の自死との間の因果関係の認定に際して、「ストレス－脆弱性」理論を適用した点で従来にない判断を含むものであった。神戸秀彦「原発避難者の自死への損害賠償―福島県川俣町の自死事件判決」法時87巻3号109頁（2015年）。
- (2) 菅野和夫『労働法〔第11版〕』619頁（弘文堂・2016年）。
- (3) 菅野・前掲618頁。
- (4) 「認定基準」の施行に伴い、「判断指針」は廃止された。
- (5) 「同種の労働者」とは職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する者をいう（「認定基準」の「第3 認定要件に関する基本的な考え方」）。
- (6) 「認定基準」の「第8 その他」、「1自殺について」。「推定」されるわけであるから、精神障害によって自殺したという事例においても、判断の分かれ目は精神障害が業務に起因するものであるかどうかの判断ということになる。その結果、自殺の事例か否かを問わず、精神障害の場面における業務起因性の判断枠組みは、認定実務上は同一ということになる（菅野・前掲621頁）。本判決が、本件事故と本件うつ状態発現との間の因果関係を、「ストレス－脆弱性」理論によりつつ詳細に認定しているのに対し、本件事故とAの自死との間の因果関係（特に、本件うつ状態と自死との間の因果関係）について、ほとんど検討することなくこれを肯定しているのは、かかる理由に基づくものと考えられる。
- (7) 東京地判平成24年4月25日労経速2146号3頁（平塚労働基準監督署長事件）。上田達子「過労自殺」土田道夫＝山川隆一編『労働法の争点』137頁（有斐閣・2014年）。
- (8) 以下は、田中健一「精神障害の労災補償―『精神障害の認定基準』策定の意義と今後の課題―」季労252号91頁（2016年）による。
- (9) 東京地判平成23年3月25日労判1032号65頁（国・川崎北労基署長〔富士通ソーシアルサイエンスラボラトリ〕事件）、東京地判平成23年3月2日労

- 判1027号58頁（国・三鷹労基署長〔いなげや〕事件）など（いずれも、「このような意味での平均的労働者にとって、当該労働者の置かれた具体的状況における心理的負荷が一般に精神障害を発病させ死亡に至らせる危険性を有しているといえ、特段の業務以外の心理的負荷及び個体側の要因のない場合には、業務と精神障害発病及び死亡との間に相当因果関係が認められると解するのが相当である」とする）で、田中・前掲91頁はこれが多数を占めているとする。菅野・前掲620頁も、最近の裁判例は、ほぼ一様に、「当該労働者と同種の平均的労働者（何らかの個体側の脆弱性を有しながらも、当該労働者と職種、職場における立場、経験等の点で同種であって、特段の勤務軽減を必要とせず通常業務を遂行できる者）」を基準にしているという。
- (10) 福岡高判平成21年5月19日労判993号76頁（国・福岡東労基署長〔粕屋農協〕事件）。
- (11) 名古屋地判平成13年6月18日判時1769号117頁（豊田労基署長〔トヨタ自動車〕事件）。
- (12) これ以外に、「本人基準」というのも考えられるが、精神障害をめぐる行政取消訴訟において、明確に「本人基準」を宣言した裁判例は見当たらないとされる（田中・前掲92頁）。盛岡地判平成13年2月23日労判810号56頁（地公災基金岩手県支部長〔平田小学校教諭〕事件）これに近いとされる（同）。
- (13) もっとも、主治医らの意見書が糖尿病とうつ病発症の因果関係を否定しているにも関わらず、判決が強引に糖尿病を個体側の脆弱性として因果関係の存否判断において考慮している点については疑問がないわけではない。
- (14) 上田・前掲138頁も、「『ストレス－脆弱性』理論に依拠すれば、業務と精神障害・自殺との間の相当因果関係の判断の際に、損害賠償額の減額要因となりうる素因（既往歴、性格傾向等）が考慮されることになる」と指摘する。
- (15) もっとも、相当因果関係・減額のいずれの場面においても、個体側の要因として捉えることを否定している。
- (16) 「ストレス－脆弱性」理論そのものに内在する疑問として、ストレス強度が強い場合になお脆弱性の検討をしなければならないのかというのがある。労災認定の場面において、業務上と認定するためには、「業務による強い心理的負荷」が必要となるが、これはストレスの面から発症を考えたものであって、脆弱性の面から考えれば、「中」とか「弱」といった「強度に至らない心理的負荷」と評価された出来事発症した場合は、本人の脆弱性が強い（つまり、より脆弱である）という評価が可能である（田中・前掲93頁）。要するに、「精神障害の原因となった出来事の心理的負荷の過重性評価は、同時に、脆弱性評価も行っている」ということができるわけである（同）。「業務による強い心理的負荷」が認められた場合に、「業務以外の心理的負荷」、「個体側要因」の検討を省略し、ストレス過重性判断だけによって業務起因性を推定することができれば、脆弱性を二重に評価しているという批判を多少は和らげることができるが、根本的な解決にはならない。
- (17) もっとも、ここで予見可能性を問題とすることに対しては「理由と結果の関係が問題となる場面では、事実的因果関係と、予見可能性などの規範的要件が前面に出る法的因果関係という二元論は妥当しない」のであるから「後付けの理屈の感が拭えない」とする疑問（ただし、山木屋事件判決についてのもの）も提起されている〔水野謙「震災関連自殺の法的諸問題—福島原発事故に注目して」法教412号58頁注(6)（2015年）〕。同じく山木屋事件判決についてのものであるが、富田哲「原発事故と自死との相当因果関係—福島地裁平成26年8月26日判決の検討—」福島27巻4号139-140頁（2015年）は、「成立要件としての因果関係と損害の範囲を確定する因果関係とは、やはりここでは区別すべきであ」とし、416条2項を類推することによって、成立要件としての因果関係にまで予見可能性を取り込んでしまう構成になっていることを批判する。富田は、自死を特別損害とすることにも疑問を呈し、自死を通常損害として、予見可能性を問題とせずに416条1項により相当因果関係を認めるべきであるとする。
- (18) 鎌田耕一「精神障害による自殺と損害賠償」季労252号99頁以下（2016年）の分類による。
- (19) 鎌田・前掲98-99頁。そして、この判断枠組みにおいては、業務の過重性が重要な考慮要素となる（同99頁）。
- (20) 鎌田・前掲99頁。
- (21) 鎌田・前掲100頁。
- (22) 鎌田・前掲100頁。労災認定と労災を原因とする損害賠償請求の2つの場面における判断枠組み

- が接近しているわけである(同101頁)。
- ②3 鎌田・前掲101頁。過剰業務型の裁判例において、自殺を特別損害と捉え、自殺についての予見可能性を問題とするものは見当たらないという(同)。
- ②4 控訴審では、「国がAの自殺に関係する調査資料を組織的に隠蔽した上、同資料に記載されていた事実関係を積極的に争う不当な応訴態度を取ったため、精神的苦痛を被った」として、国賠法1条1項に基づく、国に対する慰謝料支払請求を追加している。
- ②5 原審である横浜地判平成23年1月26日労判1023号5頁は、先輩自衛官、上司職員らの予見可能性を否定し、Yの暴行及び恐喝によりAが被った精神的苦痛に対する慰謝料についてのみ賠償責任を認めた。
- ②6 原審である大阪地判平成17年2月21日判時1889号75頁も、同様にAの自殺についての予見可能性を否定している。
- ②7 以下は、拙稿「学校事故と学校設置者の責任—いじめ事案から見た法理論の現状と課題—」弘前大学人文学部人文社会論叢社会科学篇20号86頁以下(2008年)を参照。
- ②8 学校でのいじめが原因で自殺したとして両親が学校設置者に対して損害賠償を請求したケースは2007年までに14件存在するが、うち6件は予見可能性を過失要件の下で検討し(過失評価の前提としての予見可能性)、5件は予見可能性を損害賠償の範囲(相当因果関係)の問題としている。
- ②9 「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義され、「実際には支給されていない方も含む。」とされている。
- ③0 福島県が1979人で最も多く、宮城県918人、岩手県455人と続く。
- ③1 ただし、震災関連死の認定をめぐる訴訟も提起されているため(2014年3月10日東京新聞)、実際の死者数はもっと多いとみてよい。東京新聞は、「震災関連死のうち、原発事故での避難の影響で病気が悪化するなどして死亡した人の数を、各自治体に弔慰金申請書類などを調べてもらい、原発関連死として集計している」が、それによると、福島県内の原発関連死の死者数は少なくとも1368人にのぼるといふ(2016年3月6日東京新聞)。
- ③2 内閣府自殺対策推進室「東日本大震災に関連する自殺者数(平成28年2月分)」(2016年3月25日)。2011年6月分から集計を開始している。統計では、「東日本大震災に関連する自殺」を、次の(1)から(5)のいずれかの要件に該当する自殺と定義している。「(1)遺体の発見地が、避難所、仮設住宅又は遺体安置所であるもの。(2)自殺者が避難所又は仮設住宅に居住していた者であることが遺族等の供述その他により判明したものの。(3)自殺者が被災地(東京電力福島第一原子力発電所事故の避難区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域を含む。)から避難してきた者であることが遺族等の供述その他により判明したものの。(4)自殺者の住居(居住地域)、職場等が地震又は津波により甚大な被害を受けたことが遺族等の供述その他により判明したものの。(5)その他、自殺の「原因・動機」が、東日本大震災の直接の影響によるものであることが遺族等の供述その他により判明したものの。例えば、①遺書等に東日本大震災があったために自殺するとの記述があった場合②生前、遺族等に対し、東日本大震災があったため自殺したい旨の発言があった場合」の5つである。
- ③3 2011年が55人、2012年24人、2013年38人、2014年22人、2015年23人、2016年(1~2月)4人となっている。
- ③4 現に、震災関連死の場面においても、死亡時期によって、認定に大きな差が見られる。2013年9月までの認定率は福島84%、宮城75%、岩手は57%であるのに対し、死亡時期が地震発生から6ヶ月を超えると、認定率は福島38%、岩手12%、宮城4%に減少する(2014年3月10日東京新聞)。
- ③5 小柳春一郎「判批」新・判例解説 Watch16号86頁(2015年)。ただし、山木屋事件判決についてのものである。
- ③6 労働事件においては減額に対して慎重な態度を示す判決も登場している。最判平成26年3月24日(東芝〔うつ病・解雇〕事件)労判1094号22頁。